

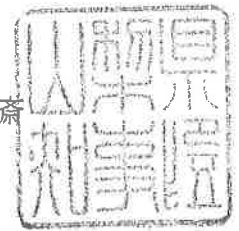
中北林務環境事務所經由  
山梨県指令森整第908号-1

住所 甲府市富士見一丁目22番11号  
名称 北部開発株式会社

平成27年8月31日付けで変更許可申請のあった土砂の埋立て等については、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により許可する。

平成27年12月2日

山梨県知事 後藤 斎



1 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域  
(変更前)

位置 甲斐市牛句字三石3619番1外17筆  
甲斐市牛句字入矢木羽3739番1外25筆  
甲斐市牛句字矢木羽沢3823番外1筆  
面積 100, 537㎡

(変更後)

位置 甲斐市牛句字三石3619番1外33筆  
甲斐市牛句字入矢木羽3739番1外34筆  
甲斐市牛句字矢木羽沢3823番外1筆  
面積 100, 530㎡

2 土砂の埋立て等の目的  
(変更前) 公共建設発生土の埋立て  
(変更後) 建設発生土の埋立て

3 土砂の埋立て等を行う期間  
平成26年6月30日から平成41年6月29日

4 許可の条件

土砂の埋立て等許可申請書の「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」に記載のない土砂は、当該許可地に埋立てることはできない。土砂の埋立て等に使用する土砂の採取場所及び搬入計画を新たに特定し、これを当該許可地に搬入し埋立てようとする場合は、このことについて変更許可を受けること。

## 教 示

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、山梨県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。